

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意ください。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法によりご連絡ください。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。
また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。
なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。
- 3 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 5 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、配付された標識2枚のうち、標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、もう1枚の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所（銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所）の入口の立木等に掲示してください。
- 6 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 7 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 8 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防にご協力ください。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、仙台森林管理署では責任を負いませんので十分ご留意願います。
- 10 ライフル実包やスラッグ実包などの単体弾で撃つときは、前方に安土（バックストップ：山・崖・高い土手など）の無い限り発砲しないでください。
また、単体弾は遠方まで飛ぶし、推力を失って落下するものにも貫通力（殺傷力）があるため、尾根を超えるような撃ち方もしないでください。
- 11 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。
また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

仙台森林管理署長